

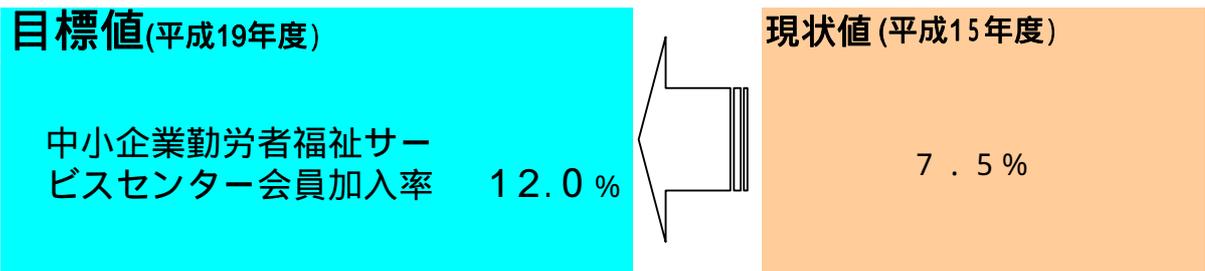
施策
(- 6 - 3)

労働福祉の充実

目的

企業への勤労者の定着を図るため、中小企業労働者における労働条件の改善をめざします。

成果指標と目標値



中小企業勤労者福祉サービスセンター 会員加入率とは、従業者300人未満の県内中小企業労働者に占める会員の割合です。

中小企業勤労者福祉サービスセンター：大企業との労働福祉格差の是正をめざして、中小企業が単独では実施しにくい従業員の福利厚生事業を共同で行う中小企業の従業員や事業主を会員とする組織。

現状と課題

県内企業のほとんどが中小企業であり、その多くで人材の確保・育成、労働条件の改善、福利厚生などの面で大企業に比べ立ち遅れが見られます。特に、中小企業の福利厚生事業は、組織や資金面などから、企業独自での取り組みには限界があります。

厳しい経済、雇用情勢の中で、従業者の就業形態の多様化と雇用の流動化が進み、労使関係はより複雑化するものと予想されることから、労使の相互理解と協調がより重要になります。

中小企業の労働者が安心して働けるように、国の制度や労働団体等の事業を活用して、中小企業労働者の福利厚生の充実、退職金共済制度の導入、男女の均等処遇化を進める必要があります。

また、労使双方への情報提供や労使からの相談体制を充実し、労使関係の安定を促進することが求められています。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>労働福祉の充実促進事業</p> <p>〔担当課〕労働政策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>中小企業勤労者福祉サービスセンターなど国の労働福祉に係る制度の利用促進や労働団体等を活用した事業を通じて労働者の福利厚生の充実に図ります。</p> <p>また、男女雇用機会均等法など法制度の普及啓発を行い、雇用環境の改善を促進します。</p> <p>福利厚生増進事業</p> <p>生活支援資金の制度融資事業</p> <p>雇用環境改善普及啓発事業</p>
<p>労使関係の安定促進事業</p> <p>〔担当課〕労働政策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>健全で安定した労使関係の形成を促進するために、県内の労働環境の実態を把握し、広報誌等により広く情報を提供します。また、相談員を配置して様々な労働問題の相談に応じ、個別に情報の提供を行います。</p> <p>労使関係安定促進事業</p> <p>中小企業労務改善推進事業</p>

